

境港管理組合の役務の調達で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う見込みがあるものについて、境港管理組合会計規則（昭和39年管理組合規則第1号）第112条の3第1項第1号の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月20日

境港管理組合
港湾管理委員会事務局長

- 1 調達する役務
令和3年度弥生緑地維持管理業務委託（除草）
- 2 業務内容及び実施場所
境港管理組合が管理する港湾緑地内の除草作業及び集草、運搬処分する作業

業務委託の場所 弥生緑地（境港市弥生町）の東側一部（米川以東の約2,800m²）
- 3 調達の理由
緑地内の除草を定期的を実施し、緑地の適正な環境を維持することにより、住民の快適な緑地の利用を図る。
- 4 契約予定時期
令和3年5月31日
- 5 委託期間
令和3年6月1日から令和3年11月30日まで
- 6 問合せ先
鳥取県境港市大正町215
境港管理組合 港湾管理委員会 事務局 工務課計画係
電話（0859-42-3707）